

三田市子ども医療費助成の見直しに伴う準備作業について（お願い）

平素は市行政各般にわたり、格別のご理解ご協力を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、三田市では、平成30年7月1日から子ども医療費助成制度を改正し、低所得者を除く小学1年生から中学3年生までの通院医療費に一部負担金を導入します。これについては各医療機関様へ、既にお知らせさせていただいているところですが、この一部負担金の取り扱いにつきまして、**下記事項を必ずご確認のうえ、レセプトコンピュータの設定及び一部負担金の適用をお願いいたします。**

記

1 このたびのお知らせの内容

県の基準との整合をはかるため、この通院一部負担金400円の適用を受ける対象者すべてについて、**総医療費の2割の額が400円を下回る場合は、総医療費の2割の額を一部負担金とします。**

2 レセプトコンピュータの設定内容

お手数をおかけいたしますが平成30年7月1日までに、下表のとおりレセプトコンピュータの設定を行なっていただきますようよろしくお願い申し上げます。

【通院一部負担金額】（入院は無料を今後も継続します）

年齢区分	公費負担者 番号	所得区分 (市民税所得割)	平成30年 6月30日まで	平成30年 7月1日から	平成32年 7月1日から
未就学児	81280208	すべて	無料	無料	無料
小1～小3	81280208	低所得者	無料	無料	無料
		基準内	無料	上限400円 2割負担	上限400円 2割負担
		基準超	無料	上限400円 2割負担	上限800円 3割負担
小4～中3	48280200	低所得者	無料	無料	無料
		基準内	無料	上限400円 2割負担	上限400円 2割負担
		基準超	無料	上限400円 2割負担	上限800円 3割負担

- ・公費負担者番号は、これまでから変更ありません。
- ・一部負担金（400円または800円）の適用は、同一保険医療機関等において月2日までとし、3日目以降は0円とします。
- ・平成30年7月以降導入する上限400円の一部負担金適用者について、県基準との整合のため、**総医療費の2割の額が400円を下回る場合は、総医療費の2割負担の額を一部負担金とします。**
- ・平成32年7月以降導入する上限800円の一部負担金適用者について、3割負担（健康保険負担割合）で算出した額が800円を下回る場合は、3割負担の額を一部負担金とします。

参考

平成30年7月以降の制度見直し内容

(1) 低所得者・入院患者は引き続き無料

- ①低所得者（市民税非課税世帯で一定基準を満たす世帯※）は特に配慮し通院入院とも引き続き無料とする。※世帯全員が非課税で、かつ、年金収入と他の所得との合計が80万円以下
- ②入院については、所得に関わらず引き続き無料とする。

(2) 未就学児（0歳～就学前）も引き続き無料

医療費負担軽減ニーズの高い未就学児世帯への配慮として、制度見直しの対象年齢を「就学児以上」とし、未就学児については、通院、入院とも引き続き無料とする。

(3) 小・中学生の通院についてのみ、一部負担金と所得制限を段階的に導入

- ①平成30年7月から低所得者を除いて通院については一部負担金を導入し、金額は1保険医療機関等あたり1日上限400円（2割負担※）とする。

※総医療費の2割が400円を下回る場合についてのみ、2割負担の額が一部負担金となります。

- ②平成32年7月から所得制限区分を設けた負担を導入する。所得制限額は県制度の基準どおりとする。

※所得制限額以上の場合も、助成対象外（3割負担）とするのではなく、1保険医療機関等あたり1日最大800円の一部負担金とする。

※①②の一部負担金は、同一の月に同一の保険医療機関等において2回（注）までとする。

（注）：医療機関ごと、薬局ごとに回数を積算。同一医療機関内でも歯科は別で積算する。

<改正イメージ図>

現行	平成30年7月～	平成32年7月～																								
<table border="1"> <tr> <td>未就学児</td> <td>小学生・中学生</td> </tr> <tr> <td colspan="2">所得区分なし</td> </tr> <tr> <td colspan="2">通院：0円 入院：0円</td> </tr> </table>	未就学児	小学生・中学生	所得区分なし		通院：0円 入院：0円		<table border="1"> <tr> <td>未就学児</td> <td>小学生・中学生</td> </tr> <tr> <td>低所得者以外</td> <td> 通院：1医療機関等あたり1日上限400円（月2日まで） 入院：0円 </td> </tr> <tr> <td>低所得者</td> <td>通院：0円 入院：0円</td> </tr> </table>	未就学児	小学生・中学生	低所得者以外	通院：1医療機関等あたり1日上限400円（月2日まで） 入院：0円	低所得者	通院：0円 入院：0円	<table border="1"> <tr> <td>所得区分</td> <td>未就学児</td> <td>小学生・中学生</td> </tr> <tr> <td>所得制限額以上 （市民税所得割額23万5千円以上世帯）</td> <td>通院：0円</td> <td>通院：1医療機関等あたり1日上限800円（月2日まで） 入院：0円</td> </tr> <tr> <td>所得制限額未満 （市民税所得割額23万5千円未満世帯）</td> <td>入院：0円</td> <td>通院：1医療機関等あたり1日上限400円（月2日まで） 入院：0円</td> </tr> <tr> <td>低所得者 （市民税非課税で一定基準を満たす世帯）</td> <td colspan="2">通院：0円 入院：0円</td> </tr> </table>	所得区分	未就学児	小学生・中学生	所得制限額以上 （市民税所得割額23万5千円以上世帯）	通院：0円	通院：1医療機関等あたり1日上限800円（月2日まで） 入院：0円	所得制限額未満 （市民税所得割額23万5千円未満世帯）	入院：0円	通院：1医療機関等あたり1日上限400円（月2日まで） 入院：0円	低所得者 （市民税非課税で一定基準を満たす世帯）	通院：0円 入院：0円	
未就学児	小学生・中学生																									
所得区分なし																										
通院：0円 入院：0円																										
未就学児	小学生・中学生																									
低所得者以外	通院：1医療機関等あたり1日上限400円（月2日まで） 入院：0円																									
低所得者	通院：0円 入院：0円																									
所得区分	未就学児	小学生・中学生																								
所得制限額以上 （市民税所得割額23万5千円以上世帯）	通院：0円	通院：1医療機関等あたり1日上限800円（月2日まで） 入院：0円																								
所得制限額未満 （市民税所得割額23万5千円未満世帯）	入院：0円	通院：1医療機関等あたり1日上限400円（月2日まで） 入院：0円																								
低所得者 （市民税非課税で一定基準を満たす世帯）	通院：0円 入院：0円																									

※受給者証には、「通院：2割負担 上限400円 入院：0円」と表記し、配布する予定としております。

問い合わせ先

三田市健康福祉部保健推進室国保医療課給付係

電話 079-559-5049 FAX079-559-2636